

## 北里大学保健衛生専門学院退学に関する細則

平成20年10月9日 制定

### (趣旨)

第1条 この細則は、北里大学保健衛生専門学院学則（以下「学則」という。）第22条第2項の規定に基づき、北里大学保健衛生専門学院（以下「本学院」という。）の退学の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 退学とは、本学院の学生が、卒業する前に学生の身分を失うことをいう。

2 前項の退学の種類は、次のとおりとする。

- (1) 願い出による退学 学生の意志（進路変更、学業不振、病気・怪我、経済的理由、家庭事情、一身上の理由、その他）により退学願を提出し、許可を得たもの
- (2) 懲戒による退学 本学院の意志・命令による懲戒処分によるもの
- (3) 除籍 学則第23条に規定するもの

3 前項第2号及び第3号による退学については、それぞれ別に定める懲戒に関する細則及び除籍に関する細則による。

### (退学手続)

第3条 退学を希望する者は、あらかじめクラス担任などの指導助言を受け、所定の様式（様式第1）に、その事由を具して、保証人連署の上、学院長に願い出なければならない。

2 学院長は、前項の願い出があった場合、提出書類及びその事由を確認した上で、教師会の議を経て、これを許可する。

3 退学の事由が、第2条第2項第1号のうち病気・怪我の場合、医師の診断書を添付するものとする。

4 学院長は、退学を許可した者に対し、退学決定通知（退学許可証。様式第2）を交付する。

### (退学者の学費の取扱い)

第4条 退学者の学費の取扱いについては、学費の納入及び学費の取扱いに関する規程に定めるとおりとする。

### (細則の改廃)

第5条 この細則の改廃は、教師会において決定する。

## 附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。